

平成30年第2回筑紫野市農業委員会総会
議事録

平成30年2月7日 午前9時58分
筑紫野市役所第5会議室

- 1 開会日時及び場所 平成30年2月7日 午前9時58分
筑紫野市役所（第5会議室）
- 2 閉会日時 平成30年2月7日 午前11時38分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、

井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、八尋一男、

八尋雄二、平山正美、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

日永田美月、柴田祥弘

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

5 会議に付した事項

農地

報告第 4号 公共事業に伴う農地の一時利用届出について

報告第 5号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 6号 農地を改良する届出について

報告第 7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について

報告第 8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について

議案第 1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 2号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 3号 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業について

○議長：では早速、きょうは2名ほど欠席ということでございますが、進めていきたいと思えます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められております定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、始まる前に、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、1番委員の井上委員さん、それから、8番委員の岡部委員さんをお願いいたします。よろしくお願いします。

では、既にお手元に配付しております議案目録の順序に従いまして、本日の会議を進めさせていただきます。

では、最初に入りたいと思います。公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第4号、議案書のとおり、農地の一時利用届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：まず、この公共事業に伴う農地の一時利用届出というものが、今の委員になって多分初めて出される報告だと思いますので、簡単に説明させていただきたいと思えます。

まず、この届出ですが、法律の規定によるものではなくて県の通知によって、条件を満たせば許可ではなくて届出で構わないというような通知がなされております。その要件ですけれども、公共事業であること、届出の主体が下請けとかではなくて受注者本人であること、あと、3カ月以下の短期間の転用であり、かつ急を要すること。それから、転用期間が終了し農地の原状に復することが確実であるとき。あと、公共事業を受注した事業者が公共事業を施工するために必要な土、資材等の仮置き場で必要最小限度のものという条件がありまして、これを満たせば届出でも構わないということになっております。今回、報告させていただくものにつきましてはこれを満たしておりますので、届出で受理をしております。

それでは、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、福岡市博多区□□丁目□□-□□、□□。譲渡人、筑紫野市大字□□-□□、□□。届出地の表示、□□-□□ほか1筆。田3,781平米、合計3,781平米。利用目的、筑紫野市発注の公共事業に伴う残土仮置場（一時利用）。利用期間、平成30年1月25日から平成30年3月31日まで。参考事項、用排水処理、承諾書添付。受付月日、平成30年1月19日。

譲受人、譲渡人となっておりますけれども、実際は賃貸借ですね。賃借人と賃貸人ということになるかと思えます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方は発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終了いたします。

次に進めさせてもらいます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第5号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市大字□□ー□□、□□。届出地の表示、□□ー□□ほか8筆。田8,215.25平米、畑83平米、合計8,298.25平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。以上です。

○議長：本件について質疑のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告を終わります。

次に進みます。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第6号、議案書のとおり、届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□丁目□□ー□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□ー□□。田1,486平米のうち570平米。造成計画、盛土・整地。造成高、0.6メートル。法面処理、土羽。工事期間、平成30年2月8日から平成30年5月9日まで。理由、田2枚を1枚にする（耕作利便のため）。備考、水利承諾書添付。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告を終わります。

次に進みます。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第7号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件あります。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1 番、届出者、筑紫野市大字□□、□□。届出地の表示、□□ー□□。田301.44平米、仮換地地積278平米、合計301.44平米。転用目的、駐車場。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、平成29年12月27日から平成30年1月12日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年12月25日。

2 番、届出者、筑紫野市□□丁目□□ー□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□ー□□ほか4筆。畑605.01平米、合計605.01平米。転用目的、自己住宅。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成30年2月10日から平成30年4月30日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年1月5日。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終わります。

次に進めさせていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第8号、議案書のとおり、農地の転用届出が4件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1 番、譲受人、筑紫野市□□丁目□□ー□□、□□□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□丁目□□ー□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□丁目□□ー□□。田311平米、合計311平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成30年2月10日から平成30年5月30日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年1月10日。

2 番、譲受人、筑紫野市大字□□ー□□、株式会社□□、代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□丁目□□ー□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□ー□□。畑236平米、合計236平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造平屋建て。工事期間、平成30年3月1日から平成30年7月31日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年1月17日。

3 番、譲受人、福岡市中央区□□丁目□□ー□□ー□□、有限会社□□。譲渡人、筑紫野市□□丁目□□ー□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□ー□□。田357平米、合計357平米。転用目的、宅地分譲（2区画）。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年2月

10日から平成30年2月28日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年1月22日。

4番、譲受人、大分市□□丁目□□-□□、株式会社□□、代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市大字□□-□□（□□□□-□□）、□□。届出地の表示、□□-□□。畑159平米、仮換地地積120平米、合計159平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成29年8月22日から平成29年12月28日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年1月25日。

以上です。

○議長：今の説明について質疑等ございましたら御発言願います。

（ なし ）

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終了します。

次に、議案に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

まず1番について、担当委員のほうで説明ですが、私となっております。

1番ですが、これは譲渡人が高齢であって、農業を少し休みたいということで、耕作面積を減らしていく方向で、地元が同じ□□の□□さんのほうで後を引き継いで耕作しようということでございます。そういうことで、□□さん、譲受人としては規模を拡大して農業をとということでございます。これは、農地はそのまま水田として利用されますので、特に支障があるものではないと判断をいたしております。

以上でございます。

本件について何か御質疑等ございましたら。事務局、説明の必要があったら言ってください。

○事務局：譲受人の□□さんですけれども、昨年より息子さんが野菜作付を中心とした専業農家として農業経営を行うことになっております。そのため、農地を売買によって譲り受けて、規模を拡大するということになっております。

耕作状況につきましては、2万367平米耕作しております。そのうち米が1万8,841平米、野菜1,526平米。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機を所有しております。労働力につきましては、□□さん本人と息子さんとなっております。技術につきましては、□□さんは40年の農業経験があります。息子さんにつきましては、平成29年4月より新規就農ということになっております。申請地は、米を作付けする予定でありまして、周囲に支障が生じることはないと考えられます。農作業の従事日数ですけれども、御本人は50日程度、息子さんは300日程度従事するというところでございます。

以上でございます。

○議長：今、説明していただきましたが、本件に対して質疑あるいは御意見がある方は御発言願います。

（ なし ）

○議長：ないようでございますので、本件について採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長：ありがとうございます。異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次、2番から5番までは、担当員が一緒でございますので、一括して御説明をしていただいて、事務局の説明を受けていきたいと思います。よろしくお願いします。

□□さん。

○委員：2番と3番は、耕作利便のために土地の交換ということになっておりまして、7ページに地図がございます。読み上げて説明をします。

2番、譲受人、筑紫野市大字□□、□□。譲渡人、筑紫野市大字□□、□□。同時に見てもらおうとわかりますが、田んぼの隣接している部分を拡張するために交換するということです。2番のところは、□□ー□□。田んぼ190、合計190。下の3番ですけれども、その逆になりまして、すぐ隣接する田んぼですけれども、□□。190。これを交換するというものでございます。

以上です。

○議長：2番、3番、事務局、何かございましたら。

○事務局：今、□□委員が説明されたとおりで、7ページの図面で色が塗ってあるというか、囲んでおりますけれども、実際は、□□ー□□の右上の角から直線で斜めに分筆をして、お互い耕作利便を図るということでございます。

耕作状況につきましては、□□さんが2万1,208平米、□□さんが7万2,901平米耕作しているということです。同じ面積の交換でありまして、つくる作物も米ということで同じであるため、現在の農機具、労働力で耕作可能でありまして、また周囲に支障が生じることはないと考えられます。

以上です。

○議長：□□さん、この2件について何か説明することはありますか。

○委員：特に私のほうは。

○議長：これだけ先、採決したいと思いますので、よろしくお願いします。

今、2番の□□さん、3番の□□さんの交換の件について、御質疑等ございましたら御発言をお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議ないと認めます。よって、本案は、2番、3番につきましては原案のとおり可決することに決しました。

次、4番、5番を。

○委員：4番、5番は、同じ□□さんの田んぼを息子さんたちに分ける、生前贈与ということでございます。

4番、譲受人、筑紫野市大字□□、□□。譲渡人、筑紫野市大字□□、□□。申請地の表示、□□-□□ほか3筆。田3,665平米。贈与ということになります。

続けて5番、同じ□□さんの田んぼを、息子さんですけども筑紫野市大字□□、□□。場所は□□-□□ほか2筆。5,589平米。これも贈与でございます。

以上です。

○議長：何か事務局、説明してください。孫とおじいちゃんという関係があるのか。

○事務局：譲渡人の□□さんと息子の□□さん、孫の□□さん、いずれも3人で同居しているということで、世帯間での贈与ということになります。

耕作状況につきましては、1万3,209平米。そのうち米が1万2,009平米。保全管理している分が1,000平米ということになっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有。労働力につきましては、□□さんと□□さんの2名ということになっております。農業経験につきましては、□□さんが45年、□□さんが15年ということになっております。申請地は、現状と同様に米の作付けを行う予定でありまして、周囲に支障が生じることはないと考えられます。従事日数につきましては、□□さん、□□さんともに90日ということになっております。

以上です。

○議長：ちょっと質問していいですか。□□さんと孫の□□さんですか、これは耕作面積1万3,209平方メートルになっていますね、2人とも。これはどんなふうになるんですか。お父さんがされるんですか、農地の使用。孫もしているんですか。

○事務局：そうです。□□さんがおじいさんでして、□□さんがその息子で。

○議長：□□さんがお父さんでしょう。その子どもが□□さんですか。

○事務局：そうです。

○議長：それで一緒にしているから同じ面積ですね。

○事務局：そうです。同じ世帯になっています。

○議長：同じ世帯ね。相続の仕方の問題、同居人のあれやね。

○事務局：同居しているんで、同じ耕作ということで。

○議長：わかりました。ありがとうございました。

ということでございますので、今から本件について採決しますが、何かこの件について御質疑等ございましたら御発議願います。今、親子で一緒に農業をやっているということでございます。

（ なし ）

○議長：ないようでございますので、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長：御異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に移ります。次は10ページになるようでございます。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

2点ございます。まず1番について、地区担当委員の□□さん、御説明をお願いいたします。

○委員：1番、譲受人、筑紫野市大字□□-□□、有限会社□□、代表□□。譲渡人、筑紫野市大字□□、□□。申請地の表示、□□-□□ほか2筆。田1,768平米。申請内容、転用目的、資材置場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年3月11日から平成30年5月30日。審議事項、農地の区分、第3種。資金の内訳、自己資金。開発許可については、市整備要綱該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域については、市街化調整区域であります。

次のページ、11ページに位置図が載っておりますけども、場所は料理屋の□□がわかりやすいかもしれません。□□から下ったところ、市道がありますけども、この場所でございます、周辺はかなり開発が部分的に進んでおるところでございます。そういうところで、この市道よりも大体1メートル以上高い場所でございます、地目は田になっておりますけども、現況は畑でございます。□□が従来使ってあった資材置き場が手狭になったために、新しくここに移設をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。事務局、補足することがございましたら説明してください。

○事務局：転用の理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりです。農地区分につき

ましては、前面の道路に水道、下水道の埋設管がありまして、500メートル以内に2カ所病院があることから3種農地となっております。水利承諾書は無条件で添付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。2番のほうの説明を受けて、一括して採択を行いたいと思いますので、2番について□□委員から御説明をお願いします。

○委員：2番、譲受人、筑紫野市大字□□-□□、□□。譲渡人、久留米市□□、□□。申請地の表示、□□-□□。地積、畑240平米、合計240平米。申請内容、転用目的、農家住宅。契約内容、使用貸借。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成30年4月1日から平成30年8月31日。審議事項、農地の区分、第2種。資金の内容、借入100%。建ぺい率30.7%。開発許可、不要。用排水処理、条件つき。都市計画区域、区域外。

これは昔の牧場の跡です。これを□□牧場が買入れされまして、現在、その横に住宅があるんですけど、これがもう築48年になって、山の真下ですので、雑木が大きくなったり日当たりが悪くなったりで湿気が多くて、またムカデとかマムシとかがよく入ってくるそうです。それで、子供さんがまだ小さいんですけど、敷地内の牛舎ですので、敷地内に家を欲しいということです。地図がありますけど、少し下がったところ、牛舎の構内の下に建てるようにしてあります。この前、□□委員と同行しまして現地確認しております。

以上です。

○議長：事務局のほうで説明することがありましたら、お願いします。

○事務局：転用理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりです。農地区分につきましては、2ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第2種農地となっております。

水利承諾書は条件がついておりますので、条件を読みたいと思います。筑紫野市農業集落排水担当と協議をしてくださいとなっております。こちらは公共の下水道ではなくて、農業集落排水の区域になっておるんですけれども、県道から自宅まで非常に距離がありまして、200メートルくらいあるんですかね。それで実際、農業集落排水の管を布設するとすると、かなり費用がかかるということです。協議した結果、こちらにつきましては合併浄化槽で対応するという事で協議が調っております。

以上です。

○議長：ちょっと質問していいですか。農業集落排水について、今ある住宅の場合、公道があれば、それをつくるときに市のほうで、市の費用でもって、200メートルあっても100メートルあっても市がやったじゃない。市でやりました、私がかかわっていたから。そうすると、農地を住宅にされますよというときに、新たに200メートルありますよということで、それは市と農業集落排水の利用と協議して、合併槽でいこうということになったんだろと思うんだけど、そういうこ

とですか、これは。

○事務局：そうですね。以前は、そういうふうに遠距離であっても引いていたということらしいんですけども、最近は費用の問題で、費用対効果の関係で、なるべく安くということで、遠いところについては引かなくて、合併浄化槽で対応していただいているところです。

○議長：そうですね。そしたら、あとの合併浄化槽の維持管理費等についてはどうするんですか。

○事務局：本人負担。

○委員：本人がして、衛生車が掃除に来ていますよ、月に1回。

○議長：やられていると。

○委員：個人持ちになっています。

○議長：それもちよっと疑問に感じるんだよね。筑紫野市の場合は、ある程度こうやって新規対応とか、子供が帰ってきてここでしたいというのがあるんだよね、あちこち。そういうときに、昔、集落排水事業を始めるときは、そこに住宅があった人は、さっき言ったように、公共でもって道路まで全部引いてもらったんだよ。上下水道も全部そうなんだけど。今度は新たにするのは200メートルあるから、自分で、個人でしなさいというような話になると、個人に負担がかかるわけでしょう、維持管理費。当初からあるところは、離れたところは市のほうの合併処理でやってくださいということになりますと、その管理は個人じゃなくて、集落排水事業の中での一部として市で管理してもらっているんですよ。だから、その辺のギャップがちょっとあるなと思ってお尋ねしたんです。その辺は話がついているんですね。よろしいんですね。

○委員：そうですね。一応、農集排の組合員ではあるんですよ。組合員ではあるけど、そこには市が引けないということで。それも山の上で、田んぼで。

○議長：自然浄化である程度はできるという状況ですか。

○委員：とてもじゃないけどと。そして、1軒しかないからですね。何軒かあれば引いてくれるんだろうと思いますけど。

○議長：そういうことで話がついとけばいいんだけど、負担の問題がありましたので、お尋ねしました。ありがとうございました。

そのほか本件について、この2件について一括してしたいんですが、御質疑等ございましたらご発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、この2件を含めて一括して採決を行いたいと思います。本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決することに決まりました。

次に移らせてもらいます。

議案第3号、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業についての件を、今から議題といたします。事業の概要を事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局：では、説明をさせていただきます。議案の表題にありますとおり、土地区画整理事業に関する農業委員会の意見照会になります。

まずは地図を見ていただきたいのですが、地図の下にもページを振っておりますけど、後ろから3ページ目、地図の下に1と書いてあるところです。この事業区域は、筑紫野市の大字筑紫と下見の一部になります。こちらにおきまして、土地区画整理事業が計画されることになっております。

土地区画整理法第136条の規定によりまして、都道府県知事が事業計画を審査する場合、農地の廃止が伴うものであるときは農業委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。さらに、農地が3,000平米を超えるときは県の農業会議の意見を聞かなければならないとされております。今回の区画整理事業は農地の廃止が3,000平米を超え、当委員会及び農業会議の意見を聞くこととなっているため、議案として上げさせていただいております。

ちなみに、農業会議の審議会は来週の木曜日2月15日に行われることになっております。その現地調査が、本日午後から審議会の委員7名で行うことになっております。

では、概要の説明をさせていただきます。大体皆さん、一読いただいておりますので、農業上に関する説明だけをさせていただきたいと思います。

まず4ページを開いていただきたいと思います。表になっておる部分です。その真ん中よりちょっと下ぐらいですかね。施工前の田の面積ということで、2万6,529.8平米となっております。今現在の事業区内の農地、田の面積が2万6,529.8平米となっております。一番下に総計とあります。事業区域全体の面積が3万3,635.54平米となっております。そのうち農地の占める割合が、2万6,529.8ということで、全体の78.88%を占めておることになっております。

資料には記載がありませんけれども、農地の所有者は13人おります。全員の同意をとれているということでございます。

あと、区画整理後の農地の利用希望者はありません。また、代替地を希望する農地の所有者もいないということでございます。

今現在、こちら市街化調整区域になっておりますので、農地区分につきましては、西鉄筑紫駅から500メートル以内に属しておりまして、第2種農地と判断されます。将来的には市街化区域

に編入されることも考えられますけれども、現在においては、農地転用が許可される区域であり、農地転用における一連の問題はありません。

続きましては、周囲への営農条件の支障ということで、水利関係のほうを見ていきたいと思いますが、図面のほうの2ページ目を開いていただきたいと思います。現在は久良々川より取水し、田越しによって最終的には宝満川に排水しているということになっております。

図面でいきますと左上のほうです。左上のほうに取水位置と筑紫橋が重なっておりますけど、久良々川よりこの取水位置で取水をして、区域外の水路を通して区域内の田に流しているということです。そこから田越しによって、右側、東側の、これはアンダーですかね、暗渠になっておるかと思いますが、ここから宝満川へ放流ということになっております。

取水・排水についてはこの区域で完結しておりますので、現状でもこの区域外の農地の水利に与える影響はないとなっております。

3ページが、計画後の雨水の流れとなっております。区画整理後の農地の利用はありませんので、雨水排水は道路側溝を利用して、現在と同じ位置から宝満川へ放流することとなっております。こちら東側の右側のところ、宝満川へ放流となっております。現在、排水している位置と同じ位置から、計画後の雨水排水も放流するということになっておりまして、周囲農地の水利に与える影響はないと考えられます。

あと、日照につきましては、周囲が河川とか鉄道、住宅地に囲まれておりまして、建築物による周囲、農地への日照の影響はないものと考えられております。

以上が、簡単ですが説明になります。これを踏まえて、意見の案ということで作成しておりますので、これを見ながら、何かありましたら意見を出して、またつけ加えたいと思います。じゃあ、意見案を配りたいと思います。

(意見案配付)

○事務局：では、意見案を読ませていただきます。

当該事業地内の農地は、西鉄筑紫駅から500メートル以内に位置しており、第2種農地となりますので、立地基準上、農地転用が可能です。また、農業振興区域内の周辺部に位置し、市街化区域に隣接していることなど、規模及び配置において、特に問題はないものと判断します。なお、農地を転用する場合には、農地法の規定による農地転用の手続を行ってください、ということでの意見案になります。よろしくお願いいたします。

○議長：この件に関して、きょう午前中、農業委員会をしなければならなかった理由が、先ほど御説明がありましたように、県の農業会議の意見を求めないといけないということになっており、県のほうが、市の区画整理の担当課も含めてですが、日程上、きょうの午後しかあいてないということでございました。この県の農業会議、私も常設委員になっているんですが、私は当事者で

すから委員としては行きませんが、そういうことで今月15日に、これに対して筑紫野市の農業委員会としてはこういう意見で進みたいということでございます。本日、雪の中、御苦労かけましたけど、午前中に農業委員会を開かないといけなかったということで、よろしく御理解をいただきたいと思います。

私のほうからは以上です。本件について何か御質疑等ございましたら承りまして、意見案についてもまとめていきたいと思えます。特に筑紫の方が周辺地域になります。特に諸田になりますかな、筑紫駅だから。

○推進委員：去年の4月21日に、売買の3条申請が出ていたから、□□地区の□□委員、それから□□委員、□□委員と現地確認に行ったんですよね。それが去年の4月21日で、今度はこのマスタープランという名前が出てきたんですが、そのとき、規模拡大で申請書を認めていて、1年足らずでこうなったという、そこら辺の経過はどんなふうになっていますか。13人の地権者がいて、その時点で、ある方が売買で買い取られて、その現地確認に行ったわけですが、1年たたないうちに区画整理という問題が出てきていますので、この計画がもともとから地権者に知らされていたものだろうかと思うんですね。

○議長：今おっしゃられる、皆さんのほうでこれについてお話があって現地調査した時点から、それが変わっているわけですか。土地計画自体が。その辺があるんですか。今の話ではそんなふうでしょう。

○推進委員：マスタープランとの関係が、何か私たちも立ち会って。

○議長：土地区画整理事業の分、変わっているという話だけど。地権者等含めてあれしたけど、変わっているよというような話だけど、どうなんですか。説明して。

○事務局：ちょっと調べますので時間をとらせてもらっていいですか。

○議長：どうぞ。ではしばらく休憩します。

（ 休憩 ）

○議長：それでは会議を再開します。事務局、説明をお願いします。

○事務局：□□委員からあったように、5月の定例会にて今回の区画整理地内の農地を売買するという申請がなされ、許可されています。確かにあれからまだ1年も経っていないので、その当時、区画整理がおこなわれるという話しはあったのではないかと思います。

○事務局：わかった上で、互いで合意した上で買われたわけです。

○推進委員：了解してあるわけですね。地権者の方が。それならいいけどですね、そのあたりが、いきさつがわからなかったからですね。ただ、理由が規模拡大ではね。

○推進委員：何かその辺がしっくりいかない。

○推進委員：それで規模拡大で書いといて、1年もしないで。

○推進委員：農業をするということで申請書を出されているからですね、そこ辺がしっくり何か……。

○推進委員：規模拡大なら農業ですから。

○推進委員：農業委員はそのつもりでまわっていますからね。

○推進委員：本来、農業するという形であれば、代替地を求めて、ほかのところで農業をするということが本来の姿じゃないんですかね。

○議長：その辺がですね。おっしゃることはよくわかります、私にも経験ありますから。それは、本人が必要と言われれば、それはするにしても、行政側としては区画整理事業についてはやはり考慮しないといけないと思います。だからその辺あたりは、今うちの事務局は区画整理の当事者じゃないので、それは御案内のとおり、確認をしたらということで、うちの事務局は御説明したと思うんですけど。同意を得たよということでしたということですから。そういうふうな要求があれば、それは意見書としては、これは難しいかもしれないけど、今、報告する限りにおいては、本人同士の問題なんじゃないかという感じを私は持っています。どうしてもその辺が了解できないよと、このことについては委員会で審議して、こういうことで意見書を出すわけですけども。筑紫野市農業委員会としては。

○推進委員：農業委員会に規模拡大と申請するというのがおかしくはないかと思っているんですよ。こういうふうな計画があるからという申請を出されて、農業委員会で許可を出されるのならわかりますけど。規模拡大にしている、1年もたたないうちにとというのは何か、農業委員会がちょっと何かだしに使われたような、言葉が悪いんですけど、感じがしてならないんですね。その辺はどんなふうでしょうかね。

○事務局：時期ですね。だから区画整理として、地権者さんたちの合意がいつの時点で全員とれるのかというのは、私たちにはわからないわけですよ、實際上。それ以外の人、例えば譲渡人、譲受人以外の状況がどうなるかというのは、周りの状況がどうなるかということ自体もよくわからない。だから、区画整理をやしましょう、じゃあ、こういうふうな認可の申請をしましょう、手続とっていきましょうというふうになる時期が、今はまとまったからこういうふうになっています。書類的にも、準備委員会みたいなのをつくって、こういう事業計画もつくって進めていこうというふうになっていますが、その時期は、例えば2年後だったのかもしれないし、3年後だったかもしれない。たまたま1年たたずのときに今、出ているというふうになっていますから、そこはちょっと。確かに言われることはよくわかります、おっしゃられることはですね。

○推進委員：私たちが区画整理にかかわってきましたけど、区画整理の申請する前には準備委員会というのを2年近くかかってしてきたんですよ。準備委員会をつくって。そして準備委員か

ら新たに役員を決めて、申請書を県に出しに行ったわけですね。

○事務局：□□さんが御存じのとおり、区画整理は三つやり方があります。個人でやるのと、組合をつくってやるのと、いわゆる公共団体ですね、公団とかがやる場合、いわゆる公共施行と言われるやつですね。今回のやつは個人がやることになっています。会社が。みんなの同意をとりつけて、「全部こちらがやるから、任してください」という話なんですよ。だから、その同意全部とらないと、区画整理ができないようになっていたんですね、実際上は。その同意がいつとれるかというのは、私たちには、本人さんにも、「わたしは同意しているけど、あの人はどうかかわらんよ」というようなところだっただろうと思うんですよ。だから、組合であれば、みんな寄って話をしているんですね。準備委員会というのをつくってやりますので、そういうふうな手続の順番というのはあったと思います。大体2年以上かかります、本当言えばですね。立ち上げてやっていこうというふうになればですね。だから、去年の4月の時点は、農地として「売りたいけど、誰かおらんかな」「じゃあわたしが買っとこう」というふうなですね。「わたしが買ってつくるから」というふうに言われてありますので、そこが要件的には全てを満たしていたということなんですよ。

○委員：あまりにも直近だから、疑義がちょっと生じているんですけどね。規模拡大という言葉以外に適当なはないんですか、農業委員会に。前もってこんなことがわかっているなら、規模拡大はちょっとおかしいんじゃないですか。意味合いからしても。

○推進委員：譲受人が何もそのことを一言も言わなかったからね。内緒だったかもしれないけど。やはり何かちょっと腑に落ちないところも。価格的なこともあって、腑に落ちないところもあったんですけどね。

○推進委員：規模拡大で、3年、5年先だったら十分わかりやすいけど、やっぱりあんまり直近なものだから、ちょっと疑義が出ているけど。ほかにそういう場合の書き方というのはないんですね、規模拡大以外。農業委員会としてはですね。

○事務局：そうですね。どういう理由かという、今つくっている面積を大きくするというふうなことになりますから、言葉的に言うと規模拡大というのが一番適しているようになりますね。今、区画整理自体の部分で言えば、ちょうど市街化区域に接しているわけですね。筑紫駅前通りがすぐそばにあります。もう面しているところまでは全部市街化区域なんですよ。そこから先、区域的に言うところ、JRの筑豊本線、宝満川というところで全部囲まれたエリアでやられるというふうになっていますので、きょう事務局的に意見をまとめているとおりです。これ以外でも大体、転用したいといったときにだめな農地じゃないんですよ。個別にどんどん転用させてくれないかなというふうに持ってこられても、転用は立地上でいうと可能のところになっております。水利的に言うと、全面を全部整地してしまうものですから、残った農地というのは区画

整理の中で考えられることであって、その水利の関係も基本的に支障がないと。

○議長：これ、意見書の中で、今言うようなのも含めて、農地転用する場合には農地法の規定による農地転用手続を行うことということで条件をつけていますね。一応この意見書の中に。この辺あたりは一応ない、それはもう当然しないといけないだろうけど、その一連の問題というような、今言われるような規模拡大ということについての希望者については、今おっしゃるように事業者と話がついているということでしょう。

○事務局：はい、そうです。

○議長：だから、それに申請されれば、もう。もしそれが虚偽であれば、問題があれば、これは変更されるよね。

○事務局：その時点で虚偽が判明すればですね。

○議長：虚偽の申請をしたということであれば、それをもってうちは決定しましたと言えるからね、法律的に。

○事務局：はい。

○推進委員：この土地区画整備した後ですが、何をするのが目的なんですか。家を建てるんですか。どこに書いていますか。

○推進委員：3ページ。

○推進委員：家になっているの。それだったら土地区画整理もありうるけどと思ったけど。

○事務局：いや。いわゆる住宅系ですね。住宅系とか商業系になる。

○推進委員：そしたらやっぱりおかしい。ここは田んぼじゃないということですね。

○事務局：区画整理した後は、いわゆる形的に言うと、宅地の形状にして整地をしてしまいますよということです。そこに今から先、何かをするよって言ったら必ず、今ずっと届出で出てきますよね、仮換地がどうのこうのという、今、西口でやっていることなんですけど。そういったところで、手続というのは、後でもう一度手続が必要になります。農地転用の手続が。あくまでも、これは工事するための事業ですから、転用はまた手続が別なんですよ。

○推進委員：それ、個人がやるわけでしょう。

○事務局：会社として、個人がされています。株式会社□□が。

○推進委員：個人が全てやるというなら、個人に全部収入が入ってくるようになるわけですね。

○事務局：そうです。

○推進委員：住宅と商業地、業務地ということですから、住宅以外もそういうものが全部つくられるような形になるわけですね。全体の占める農業用地の割合が約80%でしょう、79%だから。

○事務局：この手法、やり方で言えば、5ページを見ていただくとよくわかります。5ページですね。（5）に保留地の予定地積という欄があると思います。保留地の予定面積を1万2,687平

米持ちますよと。これを第三者に売るんですね。そして、現金収入を得るんです。そういったもので、この事業費を賄おうというふうにしているんですね。だから、同意を得られている個人さんに残す面積というのは、またそれ以外のところをお返しするよということなんです。

4ページに宅地と書いてある欄がありますよね。民有地として、下のほうに。田が2万六千いくら、宅地がいくら、公衆用道路がいくらと。個人の施行だから、この所有者全員の同意が要るんですよ。一人でも反対したら、これ、できないんですね。この同意をとれている事業を本当にやるべきと決まったのが最近の話、取りまとまったのが最近の話で、こういうふうに。だから、この時点で書類が出てきとるということなんです。

○議長：だから、実際にやるときはやるときにまた書面が要ると。整理していかないといけませんね。

○事務局：整理して、今、全員からの同意書を持っているんで、書類として整ったので出されてあるんですよ。

だから、こういう計画全部ひっくるめて、みんながよくわかったって言うてあるんですよ。この民有地の所有者の方が、全員で。それを全員が「うん」と言わないと、個人で施行ができないんです。組合は、何人かいる中の何割ぐらいが同意しとけばできるよとかいう規定がまた別にあるんですけど、個人施行は全員がもれなく「よい」って言うているから、個人で施行ができるようになっております。だから、それがいつの時点かという、最近の時点だったということなんですよね。だから、去年は去年で作付け、だから29年度産は29年度産でつくられてあるんですよ、実際上は。許可がおきるまで、またしばらく時間がかかるんです、実際上は。今からこういう関係のところ、農業委員会の意見を聞きます、ほかの意見も聞きます、どうしますと云って、県にこういう意見でいけば、こういう施行をしていいよっていう認可をもらって初めて工事に着手できるんで、工事時期というのはまだ先の話になるんですね、実際上は。

○推進委員：質問していいですか。個人同意施行者は□□ってなっていますよね。株式会社の。この方は土地を買われるわけですか、農地を。

○事務局：それはわかりません。だから、誰が買うのかが。この人が買って、実際上、誰かに売らないと、この□□というのはお金が出てこないわけです。

○推進委員：いえいえ、その前の話ですね。施行者が組合だったら、どここの地区の組合が施行者になるじゃないですか。区画整理するのに。これは個人になっていますね、□□という株式会社で。この方は農地を買われたわけでしょう。同意書ができたということは。

○事務局：いやいや、買ってない。いやいや、買えないんです。あくまでも区画整理をしたい事業者なんですよ。だから、同意を全部とっているんですね。

○推進委員：事業者はどうなるんですか。

○事務局：□□がします。□□がどこかに頼むんですよ、工事業者に。こういう整地をしてくれて。

○推進委員：いや、その前の話です。工事にかかる前の話。農地をこの□□っていう会社にするには……。

○事務局：別です。

○推進委員：土地が買えないんですか。

○事務局：買えないです。それは転用になりますので。転用手続はまた別なんですよ。

○推進委員：だから、農地は大体農業者しか買われませんよね、原則として。それにこの施行者が農地をどうして手に入るのかなと。

○事務局：手に入っていないです。だから、農地をお持ちの方に「こういう区画整理事業をしたいので、あなた同意してくれますか」という話を持っていっているのが□□なんです。「わかった、わたしの土地をこういう区画整理事業でやろう」と。わかったと全員が同意しているから、この□□が代表として個人施行するということになっております。だから、個人の土地は個人にしかお返しできないんで、個人にお返しします。

○推進委員：そしたら、誰かが地権者の代表になるために、去年売買があった、個人同士の売買があってまとめたというようになるわけですね。去年、ある方が農業をすると行って、田んぼを買われましたよね。ここに3条申請が出ていますからね。見に行ったというのは。だから、その方が代表で買い占めて、ここに……。

○事務局：違います。違います。

○推進委員：そういうふうになりませんかね。

○事務局：いや、代表で買い占めているとかいうことじゃないんですよ。

○推進委員：そしたら、わざわざ土地を、こういうことを同意して、話し合いの上で同意して進めたのに、わざわざ地権者がその方に売らんでもいいんじゃないかなと思うんですよ。

○委員：いや、売る売らないの問題じゃないです。つくってしまっただけで、全部が……。

○推進委員：いやいや、その前の話です。

○委員：その前の話をしているから。全部があるって、ちゃんとその前も承諾を得てから、この工事が初めて出てくるんです。

○推進委員：わかります、それは。それはわかっているんですけど、それが個人同士で売買が去年あっているからですね。その確認しに行ったから尋ねているんですよ。

○委員：いや、個人売買はしてないです。

○推進委員：いや、している。

○事務局：個人売買は、その時点で農地の売買はあったから、4月の時点で申請が上がったんで

すよということ。農地として売るということで。こういう話をひっくるめてかどうかっていうよりも、全部納得ずくでですよ、お互いが納得したから、お互い印鑑がついてあって「わたしの田んぼをあなたが買ってつくってくれ」っていうことで合意がとれているから、3条申請で上がってきたということなんですよ。

○事務局：計画が長引いているんで、地権者が亡くなって、相続した人が反対とかしたら、だめになってしまうんで、そうならないようにあらかじめ事業が長引く中で、ちょっとそれが心配になって、個人売買がなされたところもあるかと思います。

○事務局：だから、こういう話が地権者に投げかけられたときは、もっともっと前の話だったろうと思うんですよ。話があったのはですよ。「このような計画があるから、どうね」「いや、わたしは農業をするから賛成できない」と言っていた時期もあったと思われます、実際上ですね。で、多分いろんな時期、変遷を見て、この時期に話がまとまっているということで私たちは判断しています。区画整理事業ということを立ち上げるのは、物すごく力が要るんですよ。最近ちょっと新聞にも載りましたけど、東町というところで、区画整理組合ができましたよと、市のホームページにも載っていたと思います、設立総会が。あれも、やろうって決めて話があってから、もう10年以上たっているんですよ、実際上。10年とは言わないです。話が出始めてどうのこうのって言い始めたのは、もう10年以上、本当に前ですから。でも、いろいろ紆余曲折があって、みんながまとまって、今、設立総会があったのが最近の話だったということなんですね。

○事務局：あと、済みません。先ほどから、申請内容が規模拡大というところがひっかかっているということですが、どうしても譲受人のほうの目的として規模拡大ということで議案書に記載させてもらっています。口頭の説明では、相手方が高齢でできないから両者の合意で売買することになりましたよという説明はしているんですけど、実際今後は、譲受人が規模拡大して農業収入をふやそうという意図はそこまでなくても、どうしても高齢の人が買ってくれって言って、やむを得なく買うということもあるかと思いますので、今後は議案書の中のこういった申請内容の目的もちょっと考えていかなければいけないかなと思っています。

○議長：何かほかにまだ聞きたいことがある人は聞いてください。

○委員：今の件の周辺、農地としては残るんですか。

○事務局：これは、個人で、今、農地をお持ちの方、持ってある方が、換地といって、土地の形状を変えて、どこかの場所をまた戻してもらえるんですね。そこで、よその事例でもありますが、稲をつくるのはほぼ無理ですけど、畑地として野菜をつくったり何かする人は今でもおられます。区画整理したから農地外に持っていくということは。

○委員：現在、今回の計画の周辺に残っていますかと聞いています。

○事務局：周辺は、西鉄の反対側に少しあるぐらいです。周辺の農地ですよ。

○委員：そう。一括で。これで大体見たらわかるけど。

○事務局：J Rのところは、J Rを挟んで向こう側に多分あると思います。

○事務局：線路を挟んで農地になりますね。

○事務局：あと、西鉄を挟んで少しあって、あとはもう全部住宅になっていると。

○委員：国道200号とここのほうに残るんじゃない。事業区域の南側のほうに。

○事務局：この地図で言えば、ここにあるかなと認識しているんですけど。ここじゃなくてまだほかに……。200号沿いですか。

○委員：200号はもう宅地になっているでしょう。事業区域と居宅環境の間にあるんじゃないかって。あったらどうするのかって。もうそれは業者との話になるだろうけど、してしまった後からというのはなかなか難しいんじゃないかということ。

○事務局：言われてある中身で言うと、ちょっともう1回事務所に戻って図面見ないとわからないですけど、市街化区域の隣接地は全部市街化区域なんです。こっち側の分ですね。いわゆる久留米側寄りのところは、もし農地があったとしても、全部市街化区域内の農地になります。市街化区域内のですね。もう1回図面を確認しないとあれですけど、全面全部この際が市街化区域になっていたはずですよ。

○委員：それなら問題ないけど、農地として残って……。

○事務局：この西鉄を挟んで全部市街化区域だったはずですよ。西鉄側からずっと、駅前通りからこの範囲が市街化区域になっていたはずですよ。

○委員：電車側は水路がまだ残るからいいけど、200号側の南側のほうがいけないのではないかなって。もう1回見ておいてください。

○事務局：もう1回確認します。

○議長：区画整理はこういうことで一応意見を出しているんでしょう。あそこの□□の先の。

○事務局：□□は開発だから、また別です、区画整理じゃないから。あくまでも転用で農転するけどどうかというところがあったんです。

○議長：一応これで認めたとするでしょう。それで、ここに書いてあるように農地の転用は可能であるが当然手続を全部してもらわんといけないのでしょう。

○事務局：そうです。

○議長：そのとき、「いや、わたしはしない」と言ったら、農地として残るんですか。

○事務局：そうです。

○議長：そういうふうに言われるように、その辺が将来の開発業者としては言われたら困るので、一応了解は。話はしているんですね。

○事務局：いやいや、こういう農地の形状を変えて、いわゆる宅地系に戻してもいいかというこ

とで聞きなさいということになっているんです。この田んぼとか畑が3,000平米超えていけばですね。

○議長：だから、そういうのを含んだ上で申請しているんでしょう。

○事務局：そうです。

○議長：だから、実際するときはするときで、それぞれの手続はしないといけない、それを説明しておけばいい。

○事務局：はい。農転は農転で必ず手続をとってもらわないといけないです。

○議長：将来、こう意見を出しておけば、この条件にあわせて全部手続が要ると。農地を残したいと言われた場合は。残す者はいないんでしょう、今。

○事務局：この中の地権者にはいないはずですよ。そう思われます。

○議長：だから、もしそういうことがあればあるときで、区画整理実際するときに。それを説明しておかないと。

○事務局：区画整理は、いわゆる工事、こういう事業をしていいかという、いわゆる認可を求めて事業をするようになっていきます。そこにある農地ですね、地目が農地、いわゆる田とか畑とかであれば、形状は変わるんですけど、ここにまた家を建てる、駐車場にするとかいうふうになれば、必ず農地法上の手続が必要です。それはまた出ます。これは区画整理を施工するのとあわせて市街化区域に編入するというふうに聞いております。当然、区画整理をする目的が市街化区域に編入するための事業ですので、区画整理して市街化区域に入れて、農地以外のものに変える、そこに家を建てる、駐車場をするときは、届出を必ずしてくださいということになります。そういうことを踏まえて、今、意見としてお配りしている紙を書かせてもらっております。

○委員：この事業区域は、□□の□□を移転するような話があるのは□□という話があるが、この辺じゃないんですか。

○事務局：□□の□□は違います。

○委員：違うんですか。

○推進委員：反対側。

○推進委員：行政区は□□です。

○事務局：今、□□さんたちが言われたとおりで、あの□□などがありますよね、□□号線沿いに。あの周辺に来ます。そこに計画をしているというだけで、計画は大体進めてあるというふうには私たちも把握はしています。ただ、まだ申請自体は上がってないということです。

今の現時点の区画整理事業に対して、農業委員会として意見を付して、県に筑紫野市の農業委員会としての意見ということであれば、あくまでも農転の基準から見ると、転用が可能な範囲におさまっています。市街化区域に隣接した、いわゆる農業を振興しましょうよという地域からい

うと一番端っこのほうに位置していますよということで、ど真ん中をやるわけじゃないので、そこまで支障がないんじゃないかという判断。ただし、最終的に農地を転用していくことになるので、そのときは必ずきちんと手続をとってくださいねというふうなところです、次のステップについては。うちとしては、ちゃんと法に定めたとおりの手続をきちんと、のっとってやってくださいというところは言って、その後出てくるのはまたその時点で、それぞれで見ていただくということにはなります。

現在は、こういう事業を進めていくけど、農業委員会としてはどうか、反対なのか賛成なのかというと、反対も賛成もないけど、實際上、問題的に言うともやっても可能なところで、支障的に言う大きな問題はないんじゃないでしょうかというところですね。

○議長：だから、農業委員会というのは、区画整理した云々、中身までについて、こっちが制約かける立場にないからね。

○事務局：そうです。

○議長：そこまでないんだから、我々全部地元だから、地元の者としてはそういうところは心配するんだけど、それは当然の成行きですけれども、法律的には、こういう意見を出しておいても、今言われるように、具体的に区画整理を実施していくについては、農地法に関する工程については、それで手続をやって、了解をもらってやっていかないといけないんですよ。今は計画の段階ですよ。全体的な区画整理事業として申請があつて、それについて進行していくについては、それぞれの法令に基づいて手続をとって、その了解を得れば進められるというのが実態ではないかなと思います。

農業委員会としては、一応これだけの意見を提示しとけば、実際については、将来的にそれぞれ不都合があつたり何かあれば審議していくということになると思います。その辺であればどうかなと。私としてはこの程度押さえておけば、農業委員会としての立場はしっかり意見として押さえているんじゃないかなという感じは持っています。

だから、どうしてもぐあいが悪いと、区画整理法上でここら辺が心配だよというのがあつたら、今、意見いろいろいただいておりますので、その辺は土地区画整理のほうを担当にも十分、行政の一体の原則で、農業委員会でこういう知りたいことがあつたよと、条件があつたよということは当然、区画整理事業を許認可する担当のほうには提示して、十分配慮するようなことは。農業委員会の意見として、心配事については配慮するような意見はつけて、当然、事務局もやっていただきたいと思っております。

何か、□□さんは。専門でしょう。

○推進委員：いやいや、もう結構ですよ。

○議長：何かいろいろ世間を知っているでしょうから。この程度の意見を筑紫野市の農業委員会

として、ここに今事務局に提示していただいておりますけど、この程度しておけば、さきの法令はそれぞれ対応できるから、その時その時出てきたときにどうにか意見を。もう許認可持っていますからね。そこである程度、縛りはかけられるけど、無茶なことをしないとははっきりしているんじゃないかなと。どうですか。何かあなたいろいろ経験しているだろうから。

○推進委員：いやいや、もういいですよ。皆さんがそうやって合意されれば何も、はい。異論はありません。

○議長：ありがとうございます。先ほど皆さんに御意見聞かせてもらったけど、私の感じとしては、先ほど申し上げましたような感じを持っております。一応、農業委員会としてこれだけの意見をつけとけば、あと実際やっていくときは、それぞれまたそのときで、法令の縛りがありますので、それでやっていくことになると思います。あまり細かいことまで農業委員会が、中の実態まで、あれやこれやまで言える段階ではございませんので。そう言っている、区画整理のほうで、それはやりませんよとか変更もあるわけですが、当然方向性をつくることは。しかし、心配なのは、やはりしっかり縛りをかけとかないといけないというのは、この土地利用、区画整理内は、約80%弱が農地なんですね。既に皆さん読んでであろうと思いますが。だから、それをちょっと心配しながら、どういう意見にするかなということで、そういうふうな形で出していただいております。一応縛りはかけられるなど。あとは宅地が6%で、工業用地が15%ですから、ほとんど農地を区画整理だというふうに理解をしながら。農地を転用しなきゃなりませんので、これは住宅ですので当然転用しなきゃなりませんので、それについては農地法等も含めて、それ関連の法令に基づく手続をして進んでいると。実態はそうなっていますし、ここ一、二年ですぐになるわけじゃありませんのでというふうに。

これはもう要らないことかもしれませんが、筑紫野市の場合はこういうケースがあちこち出てくるんじゃないですかね、将来。だから、その辺も考慮に入れながら、農業という立場を考えながら、そういうものについてどうするかということですが、筑紫野市のほとんどで、便利がいいところの農地もありますし、市街化区域にしたほうがいいと。今までは、筑紫野市は住宅なんか建てる時、御笠の山の上とか山口の山の上とかいろいろ、農業がまだまだ産業的に非常に重大な時代だったときは、そういうところを都市圏が大きくなっている上で開発をして住宅地に。それから、小郡、筑紫野ニュータウンもそうですけど、あそこもかなり山とか原野とかそういうのが開発されて、ああいう形になってきております。だんだんそこら辺がなくなってくると、こういう形で出てくるのかなという感じを私は持っておるんですけども。まあ、これは要らんことですが、そういうふうな考えでおります。

一応こういうことでどうでしょうかね。意見を一応出しておけば、ある程度縛りはかけられるという。農地法を初めとしていろんな面で。農業委員会からの内容については、実際やっていく

ときにできるから、これだけ意見を付しとけば、あとは県がどういうふうに判断するのかということになろうかと思っております。どうでしょうかね、こういうことで一応まとめております。いろいろ調べた上で、事務局で意見案ということで出しておりますが、御了解いただければこれで進みたいと思います。御意見を十分聞いた上で意見を出したいと思います。また、私が勝手なことを申し上げておりますけれども、御意見のある方は御発言していただければありがたいです。

○推進委員：ちょっといいですか。そしたら、今後の現地確認でこういう場合、ちょっと腑に落ちないけど、農業をするための農業委員会と思っておりますので、そういう状況をわかっていたら。市役所には入っていたと思うんですね、そういうあれば。そこを言うておいてもらえば、見る上でもよかったんじゃないかなろうかと今思っています。

○事務局：わかりました。

○議長：ということでよろしいですか、中村局長。

○事務局：はい。

○議長：ほかにないようであれば、これで一応、皆さんの御意思を確認したいと思います。

本件について、この意見書について、これで意見書を提出するということによろしいということであれば、御異議がなければ、挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長：ありがとうございます。一応、皆様の御意見等につきましては、事務局で十分整理しながら、また将来的に、区画整理事業が市の農業なりそういうものに、私は農業委員ですから、農業に支障があるようなことがないように十分配慮しながら進めていただくようなことは当然のことでございますので、その方向で向こうに伝達し意見を述べていきたいと思っております。ありがとうございました。

○事務局：ありがとうございます。

○議長：では、意見につきましては、ここに記載のとおり、この文面で整理して、意見書を提出したいと思います。どうもお疲れでございました。

既に御案内しておりました議案、報告事案等につきましては一応これで終了します。

定例会の議事は終了したということで、一旦、平成30年第2回の農業委員会定例会をこれで締めさせていただきます。本日は本当に朝早くから時間を割いて、御迷惑かけましたけれども、ありがとうございました。長時間ありがとうございました。